

群馬県シニアテニス連盟規約 2024/01/19

第一章 総則

第 1 条 本会は群馬県シニアテニス連盟と称する。

(以下「当連盟」という。)と称する。

第 2 条 当連盟の事務所は会長宅に置く。

第 3 条 当連盟は特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下連盟と呼ぶ）の組織であり、
日本シニアテニス連盟北関東地区に所属する。

第 4 条 当連盟は連盟及び北関東地区の規約に準拠し本規約により運営する。

第二章 目的

第 5 条 当連盟はテニスを通して会員が“心豊かな生活”を送れるよう寄与します。
そして次の3要素の提供に努めます。

1. 健康増進：テニスの大会を企画し運営して、“楽しいテニス”を目指して事業を計画します。
2. 人との交わり：会員相互の親睦と他県と交流する大会を行い、テニスの振興に寄与します。
3. 社会との交わり：シニアの活動が、地域社会の活性化に寄与する事業に当連盟は参画します。

第三章 会員

第 6 条 会員の入会申し込みは、第 5 条の目的に賛同する群馬県在住者、又は当連盟に入会を希望する
者で、入会当年末に男性は満 60 歳以上、女性は満 50 歳以上のテニス愛好者とし、当連盟
会長経由で連盟会長に入会申込書を提出し、併せて連盟に入会金と当連盟の定めた年会費の
払い込みをもって入会手続きが完了する。

個人が直接、連盟に申し込んだ場合は連盟からの連絡を受けてから所属地区理事が当連盟の
活動内容を説明する。

また、当連盟年会費を払い込むことで、連盟、各地オープン大会、北関東地区及び当連盟が
主催し提供する各種のサービスを利用できる。

- 2 当連盟の会員は会費を毎年総会までに納入する。但し年度中途より会員となった
場合は、会員となった時点とする。
- 3 休会を申し出る会員は、休会届を当連盟会長経由で連盟会長に届け出て任意に休会することが
できる。2 年目以降休会の場合は、復会の届出がない限り継続休会とする。
休会期間中の年会費は免除する。但し、連盟からの機関紙は送付されない。

但し休会期間は三ヶ年間とし、それ以降は自然退会になる。

。

- 4 退会を申し出る会員は退会届を、当連盟会長経由で連盟会長に届け出て任意に退会することが
できる。但し、会員が死亡した時はこれを退会したものとみなす。

5 休会から復会を申し出る会員は、当連盟会長経由で連盟会長に報告するものとする。

- 6 退会した会員の復会は、新規会員の再入会手続きによるか、又は連盟復会金（退会年数×500 円）と
当該年の年会費を支払うことを選択することができるものとする。

退会からの復会者は、速やかに連盟会長に報告する。

7 会員は希望すれば複数府県、地区に所属することができる。

その場合は主たる所属府県、地区を決めて、主所属へは所定の年会費を払い込み、副所属へは連盟年会費を除いた額を払い込む。活動の参加は主たる府県、地区を所属とする。

組 織

第 7 条 当連盟の運営を円滑に行うため県内に地区を設け、次条及び細則に定めた役員を置く。

第四章 役 員

第 8 条 当連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
事務局長	1 名
会 計	1 名
北西毛地区長	1 名（理事兼任）
東毛 地区長	1 名（理事兼任）
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

役員を選出

第 9 条 会長、副会長、事務局長、会計は理事の中から選考委員会を開き、会員の中から選出し総会で承認を得る。

2 監事は役員会にて会員の中から選出し総会で承認を得る。

3 理事は地区で会員の中から選出し総会で承認を得る。

4 東毛地区長、北西毛地区長は役員会にて役員の中から選出し総会で承認を得る。

役員の仕事

第 10 条 会長は当連盟を代表し、会を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

3 事務局長は当連盟継続事業の運営・事務処理にあたる。

4 会計は経理事務をする。

5 北西毛地区長・東毛地区長は社会貢献事業と事務局長の補佐をする。

6 常任理事は地区を代表し役員会と常任理事会に参画する。

7 理事は役員会に参画する。

8 監事は毎年1月に定期監査を行い、総会で報告する。

役員の仕事

第 11 条 役員の仕事は2ヶ年とし、再任を妨げない。

2 交代役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第六章 代議員、顧問

代議員

第 12 条 当連盟には、各地区に若干名割付られた代議員を置く。

2 代議員は総会に出席し、総会審議事項を決議する。

顧問

- 第 13 条 当連盟に顧問を置くことができる。
顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。
2 顧問は必要に応じて会長及び役員会の諮問に応ずる。

第七章 会議

- 第 14 条 当連盟の会議は総会、役員会とする。

総会

- 第 15 条 総会は、会の最高決議機関で、第 7 条に定める役員、及び代議員で構成する。
2 総会は、定員の過半数を以て成立する。
議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。
3 総会に出席出来ない役員、代議員は、書面を以て委任することが出来る。

総会の開催

- 第 16 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年 1 月または 2 月に開催する。
2 臨時総会は、理事の 3 分の 1 以上の請求があったとき会長が招集する。

総会審議事項

- 第 17 条 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。
(1) 前年度の大会等の報告及び決算に関すること。
(2) 新年度の大会等の計画に関すること。
(3) 規約の制定、改廃に関すること。
(4) 役員を選出（会長、副会長、事務局長、会計、監事）及び承認に関すること。
(5) その他重要事項に関すること。

役員会

- 第 18 条 役員会は当連盟の運営及び、各種大会運営に関すること等
について審議決定する。
2 役員会には必要な場合、役員以外のメンバーも会長の招集により出席できる。

第八章 会費

- 第 19 条 当連盟の会費は一人年 1,000 円（連盟 500 円、当連盟 500 円うち 200 円は地区へ）とし、その他
大会残金を運営費に充当する。但し休会者はこれを免除する。

会計年度

- 第 20 条 当連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月末日をもって終わる。

設立年月日

- 第 21 条 当連盟の設立は平成 10 年 4 月 1 日とする。

第九章 付則

- 第 22 条 当連盟の運営に必要な細則は別に定める。

- 第 23 条 当連盟規約に定められていない事項については、連盟の定款、会員規約、運用
規約及び北関東地区規約を基に役員会において解決するものとする。

1998年（平成10年）	4月1日	制定	1999年	9月1日	改定
2002年	4月27日	改定	2005年	3月23日	改定
2007年	2月1日	改定	2007年	7月19日	改定
2010年	2月4日	改定	2011年	2月23日	改定
2014年	2月24日	改定	2017年	1月27日	改定
2023年	1月20日	改定	2024年	1月19日	改定

群馬県シニアテニス連盟 細則

第1条 当連盟の地区は以下の7地区とする。

前橋、高崎、渋川、沼田 (北西毛)
伊勢崎、桐生、太田 (東毛)

2 地区の新設、統廃合に関しては、役員会において協議し、総会において承認を得る。

理事・常任理事

第2条 理事は各地区男子1名、女子1名とし内1名を常任理事とする。

2 役員会や大会に参加出来ない理事は代理を立てる事が出来る。

代議員

第3条 代議員は、各地区会員数が20名まで2名、20名を超える場合は20名毎に1名とする。

2 会長、副会長、事務局長、会計、理事、監事は代議員を兼務することが出来る。

代議員数 (毎年10月31日 会員ベース)

前橋 4名 高崎 4名 渋川 3名 沼田 4名
伊勢崎 3名 桐生 3名 太田 4名

合計 25名

大会等運営

第4条 各種大会ごとに「実行委員会」を設け、事務局長と担当地区が運営にあたる。

2 事務局長はドロー会議を開催できる。

3 ドロー会議の参加者は会長、副会長、事務局長、北西毛地区長、東毛地区長を対象とする。

4 実行委員会での決定事項を変更する場合は再度開催するかメール等で周知する。

会計帳簿

第5条 当連盟会計帳簿の保管期間は3年間とする。但し帳簿に記載され、監査の終了した各領収書類は、1年間とする。

役員任期

第6条 会長、副会長、事務局長、会計の任期は3期（6年）迄とする。

大会参加費

第7条 申込み締切後にキャンセルした場合は参加費は徴収するとする。

2 定例大会の場合の代理参加者からは参加費は徴収しない。役員補欠も同等とする。

3 役員が参加した場合は役員報酬は無しとするが、イレギュラー対応の場合は該当しない。

4 宿泊大会の場合のキャンセルは参加費は徴収するが宿泊代は旅館規定に準じて対応する。

大会プログラム作成要旨

第8条 各種大会毎にプログラム作成要旨を制定する。

- 2 定例大会は大会名と組分名簿に地区名を入れたドローを表記する。
- 3 親善交流大会は大会名と組分名簿に県名を入れたドローを表記する。
- 4 伊香保オープン大会は伊香保温泉の表紙を作成する。
- 5 オープン大会は大会名と組分名簿に県名を入れたドローを表記する。
- 6 コートリーダーは第1試合から入らないように配慮する。
- 7 各大会のプログラムは事前に会長の承認を得てから印刷する。

2011年2月23日	制定
2014年1月18日	改廃
2017年1月27日	改定
2018年1月26日	改定
2020年1月24日	改定
2023年1月20日	改定
2024年1月19日	改定